

【連携型】 申請の手引き

令和4年7月14日 改定版

川崎市環境局環境総合研究所

本手引きは、環境技術産学公民連携**連携型**共同研究事業への申請に係る準備・手続き・注意点等について記載しています。本手引きに沿って、申請を行ってください。

【募集期間】

随時

※市が提供できる資源や役割分担等について協議するため、事前相談シートを作成の上、申請書の提出前に必ず下記
問い合わせ先に事前相談をお願いします

【申請書類】

申請様式(申請書、事業計画概要書等)、添付書類

【提出先】

インターネットからの申請

申請フォーム：<https://logoform.jp/form/FUQz/61406>

■共同研究事業に係る問い合わせ (月～金曜日 8:30～17:15(祝休日を除く))

川崎市環境総合研究所

〒210-0821 川崎市川崎区殿町3丁目25番13号 川崎生命科学・環境研究センター3階

TEL: 044-276-8964 FAX: 044-288-3156 E-mail: 30sotosi@city.kawasaki.jp

1 事業目的

環境技術産学公民連携共同研究事業は、産学公民連携による環境技術開発等の共同研究を実施するもので、市は共同研究者に対して、環境研究の場の提供や環境技術開発等の契機創出を行うことで環境技術等の研究・開発を支援し、その研究成果を地域社会に還元するとともに、環境技術・環境研究の集積に繋げることを目指しています。

2 事業の特徴

本事業は、「川崎市」と「共同研究者」が、互いに保有する資源〔人材、機材、フィールド、知見、専門技術など〕を融通しながら対等な立場で研究を行い、両者ともにメリットを得ることを目指す事業です。

(1) 市は本事業を通じて、地域の環境改善、環境技術の発掘や周知拡大による産業振興、環境分野における本市のプレゼンス向上に繋がることを目指し、本事業に以下のような資源を提供します。

- ・ 市有地(フィールド)の貸与
- ・ 市有設備の貸与
- ・ 研究機関の持つ技術・知
- ・ 成果広報への協力
- ・ 市保有データの提供
- ・ 連携体制仲介 等

【参考:これまでに提供した資源の例】



実証試験場所の提供(市有地の貸与)、水質測定の実施



市内河川での測定時における各種調整支援



施設敷地内での環境技術設置における各種調整



研究用サンプルの提供



市有地の貸与及び連携体制の構築支援・仲介



川崎国際環境技術展等での情報発信の実施

※場合によってはご希望に添えないこともあります。具体的に提供可能な資源については市との協議により決定します。

(2) 共同研究者には、環境技術開発の達成や、環境技術の事業化等を目標に、本事業に以下のような資源を提供していただくことを期待します。

- ・ 環境技術シーズ
- ・ 専門的手法
- ・ 事業化ノウハウ
- ・ 経営資源 等

3 共同研究事業の枠組み ～公募型と連携型～

環境技術産学公民連携共同研究事業には、2つの種類があり、申請者が事業の種類を選択できます。以下にそれぞれの特徴について記載しますので、確認の上、申請してください。

環境技術産学公民連携共同研究事業

市と共同研究者は、互いに保有する資源を融通しながら、対等な立場で研究を行い、両者ともにメリットを得ることを目指します。

市は、フィールド(市有地等)、市有設備の貸与、保有データの提供、研究機関等が持つ技術・知見の提供や連携体制仲介などを提供し、共同研究の推進をサポートします。

公募型共同研究事業

- ・ 市が年度毎に実施する委託事業
(公募にて実施する事業を選定します。)
- ・ 川崎市の抱える行政課題を勘案の上、共同研究者の知見が特に必要で、年度末までに成果を得ることが期待できる研究内容が対象です。
- ・ 研究事業に必要な経費の一部は、上限 200 万円の範囲内で市が負担します。
(原則、委託業務完了後の支払いです。)
- ・ 共同研究者は、研究期間中に市が開催するセミナー等への参加による情報発信や研究の進捗・成果等を取りまとめ、委託業務終了までに市に報告する必要があります。



連携型共同研究事業

- ・ 年間を通して、随時募集する共同研究事業
(覚書を締結し、実施します)
- ・ 川崎市の抱える行政加地を勘案のうえ、市と共同研究者がお互いに保有する資源(人材、器材、フィールド、知識等)を融通して実施します。
- ・ 市からの経費負担はありません。
- ・ 共同研究者は、適宜、研究の進捗を市に報告するとともに、設定した研究機関終了までに市に研究成果を報告する必要があります。

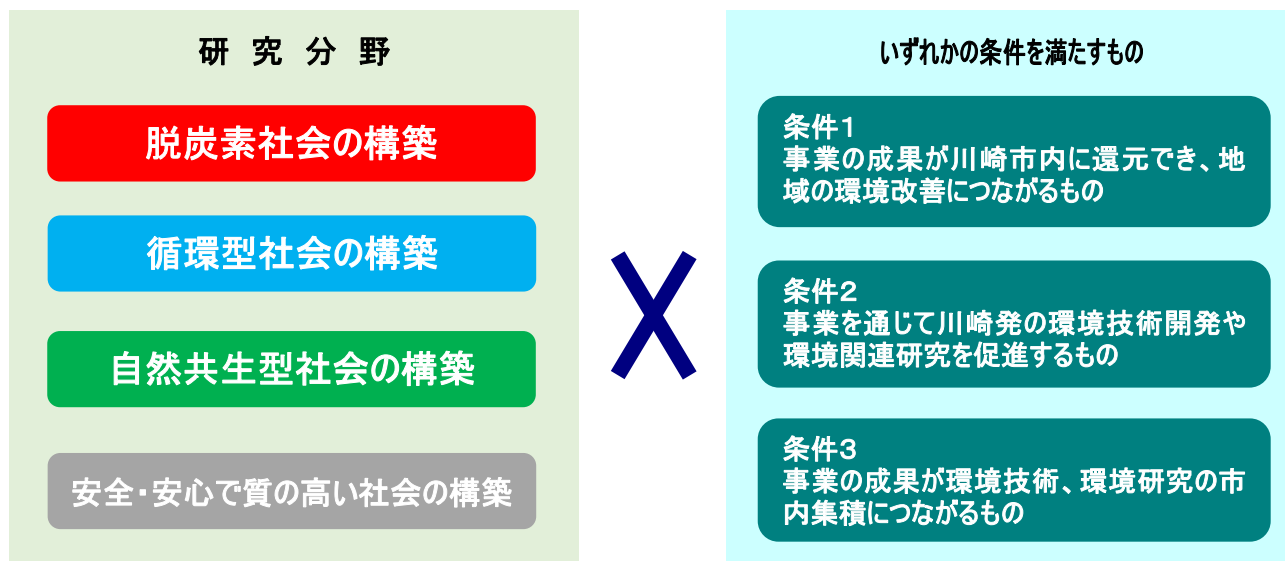
◎ 事前相談

- ・ いずれの共同研究事業においても、希望する方は必ず事前相談の上、申請書類を提出してください。共同研究の実施にあたっては、市と共同研究者がそれぞれ提供する資源〔人材、機材、フィールド、技術、知見等〕や研究を実施する上での役割等について、協議する必要があります。
- ・ 公募型共同研究事業については募集期間を定めていますので、ご注意ください。

本手引きは“連携型”共同研究事業申請用です。公募型共同研究事業への申請を予定している方は、別途用意している公募型共同研究事業申請用の手引きを御参照ください。

4 募集する環境技術(科学技術／人文・社会科学等)

4つの研究分野のいずれかに該当するものであって、右記の条件1～3のいずれかを満たす環境技術(科学技術／人文・社会科学等)を募集します。



例)

- ・生ごみ処理技術に係る技術開発
- ・ヒートアイランド対策に資する製品や技術の開発

5 共同研究者の資格、要件等

以下に該当するものとします。

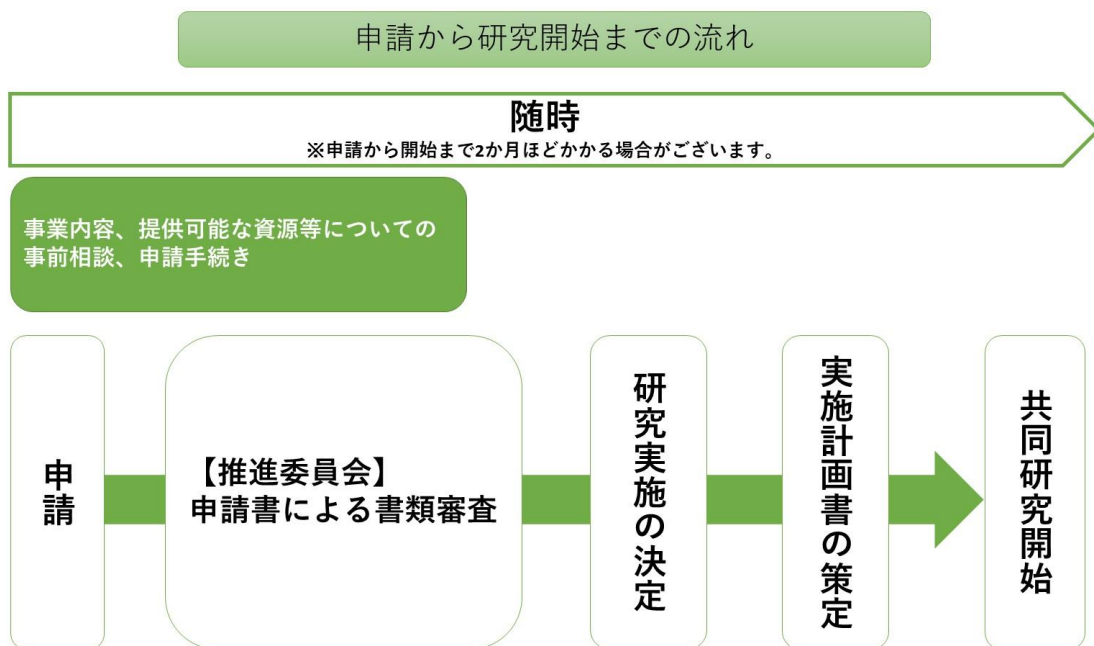
- (1) 環境技術についての研究を実施するに足りる十分な能力を有し、市をフィールドとした環境技術に関する研究を推進できるもの
- (2) 企業、大学、研究機関、非営利団体(NPO)などで、法人格を有するもの(単独、または複数の主体が連携したグループのどちらでも申請可能です)
- (3) 市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有するものでないもの
- (4) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反していないもの

6 連携型共同研究事業の詳細

連携型共同研究事業では、市の抱える行政課題を勘案のうえ、市と参画主体により共同研究を行います。市からの経費の支出はありません。

(1) 研究開始までの流れ

- ・共同研究者は事前相談のうえ、所定の申請書を提出します。市では提出された申請書をもとに、環境技術産学公民連携共同研究事業推進委員会において研究事業の内容、実現可能性、研究終了後の展開等を総合的に判断し、市が共同研究の実施を決定します。
- ・共同研究者に選定されると、市と共同研究者で研究実施の計画に係る詳細な事項を定めた実施計画書を策定します。
- ・策定した実施計画書をもとに、市と共同研究者は契約書や覚書等を締結し、研究を開始します。



(2) 審査について

- ・[環境技術産学公民連携共同研究事業推進委員会]により、申請のあった研究事業の内容、実現可能性、研究終了後の展開等を総合的に判断し、実施の可否を決定します。

(3) 研究期間について

- ・原則、3年の範囲内で市と協議の上、決定します。

(4) 研究成果のとりまとめ・公表について

- ・共同研究の終了までに、参画主体は最終成果をとりまとめ、報告書を作成します。なお、報告書の著作権等は、原則市及び参画主体に帰属するものとし、持ち分割合は寄与割合等を考慮し、協議した上で決定します。
- ・共同研究の終了後、市は報告書を公表しますが、業務上の支障がある場合、相互協議のうえ、非公開の範囲を定めます。
- ・市は、本事業を通じて知り得た参画主体の環境技術等に関する機密情報を、共同研究以外の目的で利用しません。(必要に応じて守秘義務契約を締結します。)

(5) 特許権等の帰属について

- ・研究成果に係る特許出願、特許権実施等については、市及び共同研究者の協議の上、決定します。

8 申請方法

(1) 募集期間

随時受付

※本事業の概要や、市が提供可能な資源等についての御相談も随時受け付けています。

(2) 申請書類等

以下の申請書類をオンライン申請フォームより御提出ください。

(申請にあたっては、必ず事前相談をお願いします。)

申請フォーム：<https://logoform.jp/form/FUQz/61406>

ア 共同研究事業申請書(様式9)

イ 事業計画(研究計画)概要書(様式10)

ウ 共同研究を実施するに十分な能力を有することを説明する書類

(関連する研究発表論文・記事、特許資料等)

エ 法人の事業内容がわかる書類 (寄附行為、組織体制等のわかる会社パンフレット等)

■申請書提出・問い合わせ先 (月～金曜日 8:30～17:15 (祝休日を除く))

川崎市 環境総合研究所

〒210-0821 川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター(LiSE) 3階

TEL:044-276-8964 FAX:044-288-3156 e-mail:30sotosi@city.kawasaki.jp